

南房総市基幹型地域包括支援センターの設置について（令和3年4月開設予定）

1 位置付け

地域包括支援センターの機能強化を目的に健康支援課内に設置。

2 職員の配置

- ・保健師 1名
- ・社会福祉士 2名（令和2年10月採用）
- ・主任介護支援専門員 1名（令和2年10月採用） 計4名

3 担当区域

直接の担当区域は持たず、市内全域を担当

4 主な機能と業務内容

機能1：地域包括支援センターの総合調整、後方支援、直接介入

機能2：包括的・継続的ケアマネジメント支援

機能3：介護予防ケアマネジメント

機能4：地域包括ケアの推進

○機能1 地域包括支援センターの総合調整、後方支援、直接介入

- ・地域包括支援センター事業内容の確認（市の運営方針等）
- ・虐待ケース、処遇困難ケースが増加傾向にあり、措置案件もあり、今まで地域包括支援センターと高齢者福祉係で対応していたが、今後は基幹型地域包括支援センターが老人福祉法の措置や成年後見制度市長申立等の行政機関としての権限を行使する業務を担い対応していく。

○機能2 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ・地域ケア会議の開催支援。
- ・地域包括支援センターが開催する地域ケア会議で把握された地域課題を、質的量的データ等で裏付けし、関係機関と連携体制を構築し、環境整備を図っていく。

○機能3 介護予防ケアマネジメント

- ・介護予防・生活支援サービス事業による介護予防ケアマネジメントの実施にあたっては市の現状をアセスメントし、現状に合った実施体制を検討し、調整を図っていく。

○機能4 地域包括ケアの推進

- ・地域包括ケアを推進していくため、中心となって地域課題の解決に取り組み、関係機関と連携し、また地域の人々の主体的な参画及び協働を促していく。

5 主な業務の分担

- 保健師 介護予防ケアマネジメント
- 社会福祉士 権利擁護
- 主任介護支援専門員 包括的・継続的ケアマネジメント

# 南房総市 基幹型地域包括支援センター設置(令和3年4月)

- ・センター間の業務調整会議、研修
- ・虐待、困難事例への相談・対応
- ・地域ケア会議の推進
- ・権利擁護業務
- ・医療・介護連携体制の構築
- ・介護予防ケアマネジメント
- ・地域包括支援センターの業務評価
- ・関係機関とのネットワークの構築
- ・人材育成支援

## 南房総市基幹型 地域包括支援センター

- 【南房総市基幹型地域包括支援センター】
- ・社会福祉士 2人(令和2年10月採用)
  - ・保健師 1人
  - ・主任介護支援専門員 1人(令和2年10月採用)

- ・主任介護支援専門員 1人
- ・保健師(看護師) 1人
- ・社会福祉士 1人

地域包括支援センターアイリスの里  
(内房高齢者相談センター)  
委託先:(福)白寿会  
※令和2年9月1日現在

地域包括支援センターリブ丸山  
(外房高齢者相談センター)  
委託先:(福)柚子の会  
※令和2年9月1日現在

- ・主任介護支援専門員 1人
- ・保健師(看護師) 1人
- ・社会福祉士 2人
- ・介護支援専門員 1人